

# 青森県防災会議原子力部会議事録

平成26年1月31日（金）

青森県環境生活部原子力安全対策課

## 出席者

### 【青森県防災会議原子力部会委員・専門委員】

渡部委員、肆矢委員、柳下防衛幹部（陸上自衛隊第9師団高橋委員代理）、横浜災害対策室長（青森県警察本部徳永委員代理）、小笠原委員、林委員(部会長)、三浦委員、奥村次長（エネルギー総合対策局八戸委員代理）、庄子委員、村田防災政策課長（むつ市宮下委員代理）、田中原子力対策課長（六ヶ所村古川委員代理）、越善委員、中谷委員、野坂委員、熊谷委員、大久次長（下北広域行政事務組合消防本部山本委員代理）、荒谷委員、片桐委員、雑賀委員、床次委員、宮木委員

### 【事務局】

原田環境生活部次長、石井原子力安全対策課長、庄司原子力安全対策課長代理、楠美医療薬務課長ほか

## 議題

- (1) 青森県地域防災計画（原子力編）修正案について

## 配付資料

- |      |                            |
|------|----------------------------|
| 番号なし | 会議次第、出席者名簿、席図、要綱、委員・専門委員名簿 |
| 資料1  | 青森県地域防災計画（原子力編）修正の概要       |
| 資料2  | 青森県地域防災計画（原子力編）修正案         |
| 資料3  | 青森県地域防災計画（原子力編）修正案（新旧対照表）  |

## 司 会

本日はお寒い中、お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今より青森県防災会議原子力部会を開会いたします。開会に当たりまして、当部会の部会長であります林環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

## 林 部 長

青森県環境生活部長の林でございます。本日、委員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。そして、日頃から防災対策を始めとする県政の推進につきまして御協力いただきましたこと、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、この青森県地域防災計画（原子力編）は、いわゆる東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、国の防災基本計画や、改正された原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針を踏まえた修正を、昨年2月に行ったところでございます。今回の御審議いただく内容でございますが、先程申し上げました昨年2月の修正の後、緊急時モニタリングや安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の検討チーム等の検討結果を反映した原子力災害対策指針の改正内容等を踏まえまして、本県の地域防災計画（原子力編）についても修正するものでございます。県といたしましては、県民の安全・安心の確保に向けまして、防災体制の整備に万全を期して参りますので、委員の皆様には、この修正案に対しまして、いろいろな御意見、御助言を賜ればと思う次第でございます。以上、挨拶とさせていただきます、本日はよろしくお願ひ申し上げます。

## 司 会

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。始めに会議次第、出席者名簿、席図、要綱、委員・専門委員名簿、それから、資料番号1として、青森県地域防災計画（原子力編）修正の概要、資料番号2として、その修正案、資料番号3として、新旧対照表以上でございます。不足の資料はございませんでしょうか。なお、事務局からお願いでございますが、御発言の際には、卓上のマイクの御使用をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。原子力部会設置要綱第4条の規定によりまして、部会長が議長となることとなっておりますので、議事の進行を部会長をお願いいたします。

## 議 長

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきます。なお、この修正案につきましては、本日の部会に置きまして意見集約を図りたいと思っておりますので、委員の皆様のお協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。議題の（1）でござ

ございます。青森県地域防災計画（原子力編）修正案について事務局から説明お願いいたします。

## 事務局

事務局、県の原子力安全対策課 庄司です。まず、資料1を用いまして修正の概要を説明した後、資料3新旧の比較表で順を追って、変更の部分をお説明させていただきたいと思っております。まず、資料1をお手元をお願いいたします。県の地域防災計画（原子力編）については、平成47年に作成して以降、国の防災体制の枠組みの変更等に合わせ、これまでも修正を行ってきたところです。現在の地域防災計画は、昨年25年の2月に修正しておりまして、東京電力株式会社福島第一原発事故を踏まえた防災基本計画や、改正された原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針等を踏まえて改正を行っております。今回は、その原子力災害対策指針が昨年2月以降、修正されており、緊急時モニタリングや安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の検討チームの検討結果を反映して改正されておりますので、その内容を踏まえて、今回、県の防災計画を修正するものでございます。1.として修正の概要が1頁から2頁に掛けて、①から⑦まで書いてございますが、2頁目以降の③以降については用語を修正したり、それに定義を加えましたというものが主でございます。大きく内容が変わっておりますのが、1頁目の①緊急時モニタリングの実施体制や運用方法の具体化、②安定ヨウ素剤の配布・服用方法の具体化ということになります。これについては、指針が改定されてどんなふうになって今どうなっているのかというのを、この資料1の4頁と5頁を使って先に説明させていただければと思いますので、4頁をお願いいたします。

緊急時モニタリングの在り方と書いておりますが、今、緊急時のモニタリングはどうなっているのか、6月の原子力災害対策指針の改正された状況を示しております。実施体制については国が統括して、その下で国・県・原子力事業者等が連携して一緒にモニタリングを実施しようという形になっております。次に事前措置。事前措置とは、平常時からこんな事を準備しておきましょうということで、国がやるべきことがまず2つ。現地に緊急時モニタリングセンターの体制を予め準備しておくこと、また、要員とか資機材の動員計画を国は予め作っておくということになっております。県においては、平時から定期的な連絡会とか訓練研修等を通じて、モニタリング関係機関と連携を図りながら、国、事業者の協力を受けて、緊急時モニタリング計画というのを県は予め作る。緊急時モニタリング計画というのは、括弧の中に書いてありますが、県内の緊急時モニタリング実施体制、どういう人が集まってどのくらいのモニタリングチームができるとか、また、どこでどういった項目を測る候補地点があるのかと、そういったものを予め整理しておいたものが緊急時モニタリング計画になります。それが発災後ということで、いざモニタリングを実施するのが、その下の箱になりますが、実施のところにはまず、左に警戒事態、施設敷地緊急事態・全面緊急事態とありますが、警戒事態というのは、原子力施設が通常の状態ではな

いと、それが更に悪い方に状態が移行していくと、施設敷地緊急事態、これは敷地の中が緊急事態ということですね、簡単に言えば。更にそれが悪くなると、全面緊急事態、これは敷地の外、一般の住民の方が住んでいる地域においても何がしかの防護対策が必要になるだろうというような状態になるということになります。この警戒事態の段階で緊急時モニタリングの準備は始めましょう、施設敷地緊急事態になりましたら、国が緊急時モニタリングセンターを立ち上げます。立ち上げましたら、緊急時モニタリング実施計画、これは実際にどこに行つて何をどういう頻度で測りましょうという、具体的なモニタリング計画を作成します。関係者は、その実施計画に基づいてモニタリングを行います。初期のモニタリングでは、防護措置の判断に必要な空間放射線の測定、その付近に放射線がどのくらいあるか、まずそれを把握することを優先してモニタリングをしましょうということになっております。また、モニタリング結果は国が集約して解析・評価して公表も国が一元的に行いますという形になっております。今この下線を引いているところ、例えば事前措置の所であれば、国がモニタリングセンターの体制を準備するとか、要員、資機材の動員計画を作成するとか、実施のところでは、モニタリングセンターを国が立ち上げると、こういった下線を引いてある部分は、6月の改正で新たに指針に盛り込まれ、今回改正される県の地域防災計画に盛り込もうという内容になります。

次、5頁をお開きください。5頁は安定ヨウ素剤の配付方法の具体化ということになります。この資料は特に下線が引いてございませぬが、これ全体が新たに追加されるという内容になってございます。赤い枠で2つ。安定ヨウ素剤の事前配付と、下のほうには緊急時における配付体制ということで、整理してございます。

まず、事前配付につきましては、PAZ内、施設から東通原発から5キロ圏内及びその外であっても事前配付が必要と判断される地域については、事前配付体制として、事前配付用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、学校等の公共施設において管理します。事前配布後に住民が紛失したり、一時滞在者に対する配付が必要になるので、予備を備蓄しておきましょうということになっております。実際、事前配布するに当たっては、住民向けの説明を行つて、原則として医師により服用の目的とか保管方法、副作用とかそういった注意点を説明し、住民は説明会に原則として参加します。参加できないときには、医師等が所在する公共機関等で説明を実施しまして、地方公共団体は調査票等によって、ヨウ素剤を飲むのが不適切な人とかアレルギーだとかそういったものを調査しまして、住民へ事前配付します。必要な分のみを事前配付するというふうな形になります。配布後の管理としましては、ヨウ素剤は使用期限が3年であるということなので、3年ごとに回収して、新しいヨウ素剤を再配布するということとか、途中で転出・転入者がおりますので、それらに対してもヨウ素剤の回収・配付をきちんとやりましょうということになってございます。

緊急時における配付体制の方は、緊急時に住民等が避難を行う際にきちんと配付できるように、配付場所等そういった準備をきちんとやっておきましょうということになります。配付用の安定ヨウ素剤は適切な場所に備蓄すること、ヨウ素剤を配付するときには説明書、

先程言った服用対象や禁忌とかそういったことについてきちんと説明するための説明書等を予め準備しておきましょう、という形になってございます。

申し訳ありませんが、1頁に戻っていただければと思います。1頁の①緊急時モニタリングの実施体制や運用方法の具体化ということで、先程の内容を踏まえ、指針のほうをこのような形で改正しております。1つ目の○が緊急時モニタリングの体制について、県は、国が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国の指揮の下、連携して緊急時モニタリングを実施する、また、県は、緊急時モニタリングセンター受け入れ体制の整備であるとか、国の定める緊急時モニタリングセンターの動員計画の作成に協力します、ということ。

緊急時モニタリングの実施する段階については、県は警戒事態で緊急時モニタリングの準備を行う、県は施設敷地緊急事態で、緊急時モニタリングセンター構成員として、緊急時モニタリングを実施します、ということをお記してございます。

②安定ヨウ素剤の配布・服用方法の具体化につきましては、安定ヨウ素剤の事前配布について、県は市町村と連携し、PAZ内及びPAZ外であって事前配布が必要と判断される地域の住民への事前配布を行うに当たりまして、医師による説明会を行います。次のポツは事前配布の説明を受けた住民に対して、安定ヨウ素剤を配布すること。安定ヨウ素剤の緊急時における配布につきましては、県はPAZ外の住民に対して、緊急時に安定ヨウ素剤配布できるよう、配布場所等についてあらかじめ定めるとともに、ヨウ素剤の備蓄を行います。2頁に移っていただきまして、2頁は、安定ヨウ素剤の服用の指示系統を記載するということとしました、ということです。原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、県は、市町村と連携して服用を指示すること。今回、この2点が大きな内容の変更点になります。

③は、東通原子力発電所に係る緊急事態区分の名称の修正及び定義の追記ということになります。発電用原子炉に係る緊急事態の区分を判断する基準である緊急時活動レベル、EALと読んでございますが、その枠組みが昨年9月の指針の改定で示されました。それを踏まえまして、東通原発に係る緊急事態の区分の名称をこれまでは、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態と呼んでいましたが、それがそれぞれ、下の枠の中にある警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態という形に言葉を変えましたので、それぞれの言葉の定義も合わせて、追記してございますというものです。

警戒事態というのは、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事態の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備を開始する必要がある段階ということです。

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階と定義されております。

全面緊急事態については、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じ

たため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階、というふうな形になってございます。

④は、災害時要援護者の名称を要配慮者に修正しましたと、これも言葉の置換えです。高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するものについては、これまでは、災害時要援護者という言葉を使ってきましたが、これが昨年6月災害対策基本法のほうで、定義された要配慮者という言葉に名称を変更してございます。

⑤は、これも言葉なのですが、施設敷地緊急事態要避難者というものが、定義されたので、その対応の追記をしましたというものです。PAZ圏内の要配慮者や安定ヨウ素剤が服用できない者を施設敷地緊急事態要避難者という。この施設敷地緊急事態要避難者というのは新しくできた言葉です。元々要配慮者、以前から災害時要援護者等は、早めに避難するという考え方はあったのですが、それに安定ヨウ素剤が服用できない人も含めて、施設敷地緊急事態要避難者と呼びましょと、その方々に対しては、警戒事態の段階で避難の準備を開始して、施設敷地緊急事態の段階で避難するという対策を追記してございます。

⑥の、放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備の追記は、資料3の中で説明させていただきます。

3頁のほうには、修正箇所を一覧でまとめてございます。左のほうには修正箇所ということで、何節の第何編の何頁の所、右の修正内容というのは、今1頁2頁で説明しました①から⑦のどの理由で変更したというものを一覧に整理したものになります。修正内容をちょっと御覧になっていただくと、①とか②とかいろんなところに散らばって、何回も出てくるような構成になっております。これは、構成が左のほうにあります、第1章 総則、第2章 原子力災害事前対策、第3章 緊急事態応急対策、第4章 原子力災害中長期対策と、このような構成になっておりますので、例えば、緊急時モニタリングであれば、事前対策のところにも予め平時から、こういう物を準備しておきましょう、ということが書かれており、それが第3章になると、また同じ様な文章が出てきて、こうなったらこう対応しますという形で、何度も同じ様な文章が出てきます。ですから、これから説明するのはちょっとくどのような説明になるかも知れませんが、御容赦願いたいと思います。

それでは、資料3を用いて、個々の中身について御説明させて頂きたいと思います。まず、資料3の総則というのが、まず4頁から始まっております、ちょっと飛んでいただきまして、9頁をお開きください。これは、総則の7節ということになりますが、修正前の方ちょっと見ていただきたいのですが、7節の所に、防護措置の段階を東通の方だけ変えましたと先程ご説明いたしましたが、左の7、8行目ぐらいの所から、ポツが3つございます。原災法第10条という書き出しで、特定事象に至る可能性のある状態、これを警戒事象という。2つ目のポツが特定事象、3つ目が原子力緊急事態と。これは、改正前は、サイクル施設も東通原発もこういう同じ呼び方をしてございました。それが、右のほうに行くと、東通原発と再処理施設が分かれた記載になっておりまして、東通原発が警戒事態、その下にまたポツがあつて施設敷地緊急事態、全面緊急事態という言葉に変わって

おります。この警戒事態等の用語は、今初めて出てきた言葉ではなく、元々左側の今までの特定事象等というのは、原子力災害対策特別措置法に基づく施設区分をずっとしてきたのですが、国際的な、IAEAの考え方を踏襲して、その警戒事態等の言葉に置き換えていきたいと思いますという方針だったのですが、今回、昨年9月の指針の改定で、原子力発電所については警戒事態、施設敷地緊急事態だとか全面緊急事態といった、こういう事象になったら警戒事態としましょうというのが具体的に定められたことから、この言葉を使い始めたというものです。右のほうの頁、東通原子力発電所の場合というところになりますが、「予防的防護措置を準備する区域においては」という書き出しで、ちょっと飛んで、ポツのところに行って欲しいのですが、「警戒事態」、その時点では緊急のおそれはないが原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時の環境放射線モニタリングの準備を行う。その次のところが新しい言葉で、「施設敷地緊急事態要避難者」と、避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階という形で整理しております。そのすぐ下、\*の所が施設敷地緊急事態要避難者の定義を書いてございます。2行目のところになりますが、「要配慮者」今までとは言葉が変わりますが、「要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等）をいう。」それと、安定ヨウ素剤を事前配布されていない人及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な人、こういった人たちについては、早めに防護措置の準備をしましょうというものでございます。次のポツの「施設敷地緊急事態」について、最初の2行は先程と同じ説明になりますが、2行目の後ろのところ「この段階では、基本的にPAZの全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備」し、先程言った早めに手当てする「施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する。」ということを明記してございます。「全面緊急事態」につきましては、2行目の後ろのほうからになりますが、「この段階では、基本的にPAZ内全ての住民を対象に避難や安定ヨウ素剤服用等の予防的防護措置を講じる。」というような書き方になってございます。次の10頁に行きますと、「原子燃料サイクル施設等の場合」というのは従前と同じ書きぶりになってございます。原燃サイクルの方は、先程言った「緊急事態区分」等は、これからまだ検討するというようになっておりますので、検討が済んでから修正するとしております。この10頁の真ん中辺り、右の真ん中辺りのところ、「以降、」というところを御覧になっていただきたいのですが、今回、東通原発と原燃サイクル施設等の場合で、記載が変わっております。ポツの1つ目、例えば、「東通原子力発電所における警戒事態又は原子燃料サイクル施設等における警戒事象」という、正しくはそう表記すべきところがこれ以降は何度も出てきますので、警戒事態という形で括って表記させていただきます、ということをお断りさせていただいてございます。

続いて、18頁からは、「事前対策」になります。18頁の第4節のところちょっと変更がございまして、これは、アンダーライン引いてあるところが変更した部分であり、「地方放射線モニタリング対策官との連携」ということで、第4節には（2）を追加してございます。「県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリ

ングセンターの準備の協力などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された国の地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施する。」ということを追記してございます。

次は27頁御覧下さい。「モニタリング体制等」というところで、大部アンダーライン引いたところ、加筆されてございます。「緊急時モニタリングのために規制委員会の統括により緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、国の指揮の下、これらの要員が連携してモニタリングを実施する。」という記載になってございます。2段落目は、アンダーラインのところまで飛んでもらって、「緊急時モニタリングの測定の結果をO I Lに基づく防護措置の実施の判断に活用できるよう、緊急時モニタリングの体制及び適切な制度の測定能力の維持に努める。」ということが加筆されてございます。

(2) では、「モニタリングの設備・機器の整備・維持」のところでは、4行飛んでもらって、アンダーラインのところ、「また、県は、国の統括するモニタリングセンターの組織を受け入れるための体制の整備に協力する。」。

(3) のところでは、「緊急時モニタリング要員の確保」これについても、「県は、国が定める緊急時モニタリングセンターの動員計画の作成に協力する。」というふうなことが、加筆されております。

(4) の「緊急時モニタリングの体制及び役割」のところでは、②が加筆されてございまして、「緊急時モニタリングセンターが設置された場合には、県の緊急時モニタリング本部要員は、緊急時モニタリングセンター構成員となって、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、国、原子力事業者、指定公共機関等と連携して活動する。」ということが加筆されてございます。

次の頁28頁には、14というのが新たに追記されてございます。これは、「放射性物質による環境汚染への対処のための整備」ということで、これが加筆されておりますのは、大変申し訳ありませんがちょっと飛んでいただいて、82頁のほうに「中長期対策」というのがございまして、中長期対策の第4節、82頁のところに、「放射性物質による環境汚染への対処」ということで、環境が汚染された時には県は、国とか、そういった関係機関と一緒に除染であるとか、そういった対処を必要な措置を行いますよ、ということが、以前から書かれておりました。今回、28頁のところに「事前対策」として、そういった「環境汚染への対処について必要な体制整備に努めるものとする。」というようなものをここに加筆させていただいたということでございます。

続いて29頁の第8節 避難収容活動体制の整備のところ、「避難計画の作成」の[東通原子力発電所の場合]、これはアンダーライン引いたところ「PAZ含む市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、PAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。」というものが加筆されてございます。

続きまして32頁をお願いいたします。32頁の4. というのがありますが、左のほう

では、「学校等施設」という括りだったものが、今回右のほうでは、「学校及び児童が通所する社会福祉施設等」というふうな形に改めてございまして、乳児とか幼児とかそういった者の対応も明記しました。市町村等の要望もありまして、明記したというものでございます。ここの4. の最後のところで「また、県は、市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるように促す。」と、これは学校等だけでなく、乳児・幼児についてもということを明らかにするため、ここに明記させていただいたということでございます。

続いて、33頁の9. というのは、これは、日頃から住民へこういう情報をお伝えしましょうというもので、アンダーライン引いてあるところ、安定ヨウ素剤配布等の場所であるとか、次の行のスクリーニング及び安定ヨウ素剤配布の方法等を、日頃から住民に周知しましょうということを追記してございます。

続いて大きく変わったところが、35頁になります。これは安定ヨウ素剤の件です。35頁の左側の3. の(1)のところの3行目のところから「なお、安定ヨウ素剤については、」という書き出しがあって、そこから3行「緊急時の手順や体制を整備しておくものとする」という、この3行の記載が、右のほうに行くと35頁の4. というので、新たに項が起こされて、35頁～36頁に亘って記載が充実されております。「4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備」ということで、ここの最初の4行は先程の左側の古い記述とほとんど一緒なのですが。ここの4. の最後の「また、日常よりパンフレット等により住民への理解、広報に務める。」というのが追記されています。その後で、1つは「事前配布体制の整備」というものが記載されてございまして、36頁に行くと「緊急時における配布体制の整備」というのが記載されております。この記載されている中身は先程概要のところと言ったものと一緒ですので、ここでは割愛させていただきますが、36頁に「共通事項」というのがございまして、「県は、市町村と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。」と、これも追記されてございます。

続いて、42頁からは、第3章ということで「緊急事態になってからの応急対策」になります。42頁を、お開きください。

ここでは第2節ということで、先程御説明しました東通原発の場合には「警戒事態」という言葉に変わりましたというものが、改めてここで記載されております。ですから、ここでは1. (1)の「東通原子力発電所の場合」の②を御覧になっていただきますと、「規制委員会は、警戒事態が発生した場合は、PAZを含む市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備をとるよう連絡する。」と、実際にとる行動がここでは書かれているということでございます。

43頁のほうに行きますと、これは、施設敷地緊急事態になった時の対応が改めて書かれております。43頁の②アンダーラインの所になりますが、「施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備、PAZ内の住民への安定

ヨウ素剤の服用準備を行うように要請する」ということが記載されてございます。その後は、県がやるべきことが、「県は」という書き出しで、ポツが3つ追記されてございます。まずは「UPZを含む市町村には、PAZを含む市町村と同様の情報、UPZ内の住民の屋内退避の準備要請、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮を願う旨を連絡する。」。次のポツは、「あらかじめ避難者の受入を調整した市町村には、PAZを含む市町村と同様の情報」、「施設敷地緊急事態要避難者の受入要請」であるとか「施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の受入準備」を連絡するということになっております。あとは、あらかじめ所在市町村と調整した指定地方公共機関には、これはバス会社等の輸送機関になりますが、そういったところにも同様の情報を流しましょうということが追記されてございます。

45頁から連絡体制図が書いてありますが、45頁、46頁が「原燃サイクル施設」についてのもので、47頁、48頁が「六ヶ所保障措置分析所」のものになりますが、どの施設も同じ様な修正がございましたので、49頁、50頁の「東通原発」を例にとりて、御説明させていただきます。

49頁お願いいたします。49頁の左のほうには、県からの連絡先が点線の矢印で書いてあります。左のほうには「指定公共機関」というのはございませんでしたが、右のほうに行くと、「指定公共機関」が今回追加されてございます。今この49頁は、「警戒事態での連絡体制」です。

次の50頁のほうには、もう1つ状態が悪くなった「施設敷地緊急事態での連絡体制」が書いてございます。50頁のほうを見ていただきますと、「指定公共機関」というのは、この段階で実線の矢印で国の規制委員会から連絡が行くようになってございましたが、49頁の古いほうでは、警戒事態では連絡は行かないという状況になってございました。そこで一部の機関から昨年度、警戒事態の段階で連絡をくれないかという御意見がございまして、昨年度は一番下の「その他の防災関係機関」という中で読み込んで、その運用で、御連絡差し上げますという形で整理させていただいたのですが、今年度は、「指定公共機関」のほうにも、県からも警戒事態の段階で御連絡しましょうということで、この中に加えさせていただきました。「指定公共機関」というのは、資料で行くと15頁の9のところ、東日本電信電話株式会社からずっと次の頁の日本通運株式会社までありますが、これらについては、国からも県からもダブルで行ったとしても、支障がないということだったので、県からも御連絡差し上げることとしまして、この括弧の中の16頁の(注)に「括弧内は、連絡先となる県内の拠点名」ということで、連絡先を表示したという形で整理してございます。

次は57頁をお願いいたします。57頁の(3)のところ、「現地災害対策本部の組織等」というのがあります。これは、緊急時モニタリング関係で、繰り返しの内容になりますが、②のアンダーラインを引いてあるところ、「緊急時モニタリングセンターが設置された場合は、緊急時モニタリング本部要員は、緊急時モニタリングセンターの構成員となって、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、国、事業者及び指定公共機関等と連携して

活動する。」というのを追記してございます。

モニタリングに関しては、その後出てきます61頁に、記載内容をかなり充実させた部分がございます。61頁の5. というところに、緊急時モニタリングの内容を今回の指針の改定を踏まえて、書いてございます。(1) [初期対応段階の緊急時モニタリングの実施] というので、「警戒事態発生の通報を受けた場合において、緊急時モニタリングの実施の準備を行う。施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合において、緊急時モニタリングを開始する。」と最初の4行に書かれてございます。2段落目は、「県は、警戒事態発生の通報を受けた場合、モニタリングの準備を直ちに開始し、施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた時には、国の緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、モニタリングセンターの指揮の下、国等と連携してモニタリング実施計画に基づいて、モニタリングを実施する」という形で記載してございます。

(2) は、国が作る「モニタリング実施計画の改訂への参画」というもので、左のほうでは非常に簡単に、最後の2行のところ「緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するため、県は、改定に協力する。」という簡単な表現だったものが、右のほうに行くと、下から4行のところになります、「緊急時モニタリングセンターは、TV会議システム等を通じてこの会議に参画し、会議結果について、現地事故対策連絡会議において、共有する。県は、モニタリングセンターの構成員として、緊急時モニタリング実施計画の改訂に協力する。」ということを追記させていただいております。

モニタリングについては、次の62頁にも、(4) で、かなり追記してございます。[モニタリング結果の共有] は、左のほうでは非常に簡単に「県は、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を市町村だとか関係周辺市町村に連絡する」という簡単な記載でございましたが、右のほうに行っていただきますと、「緊急時モニタリング結果の共有」ということで、「緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国で集約し、一元的に解析・評価して、防護措置の判断等のために活用する。また、国は、すべての解析及び評価の結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。」ということになってございます。2段落目は、5行いって「また、」というところがございしますが、「また、緊急時モニタリングの結果等について緊急時モニタリングセンターから県、所在市町村、関係周辺市町村に連絡する。」と、以前は、県からとしていたものが、緊急時モニタリングセンターのほうから連絡するという形になってございます。

(4) の最後の行「県は、モニタリングセンターの構成員として、この役割に協力する。」という形に書き改められてございます。

同じくモニタリング関係ですと、63頁に行くと、(3) というので、「モニタリング要員の要請等」というのが追記されてございます。「モニタリングの広域化や長期化に備えて、国が、あらかじめ動員計画を定める。」ということと、「緊急時モニタリングセンター長が、国の原子力災害対策本部放射線班に対して、モニタリング要員の動員を要請する。」ということが追記されてございます。

続いて65頁をお願いいたします。65頁のところは、ほとんどこれまでと繰り返しになるのですが、「屋内退避、避難収容等の防護活動の実施」ということで、[東通原子力発電所の場合] (1)「県は、警戒事態発生時にはPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備を行う」と、(2)では「施設敷地緊急事態発生時には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、PAZを含む市町村にその旨を伝達する。また、UPZ内における屋内退避の準備を行う。」ということが追記されてございます。

続いて69頁が、「安定ヨウ素剤の予防服用」ということで、指示系統を明記したということでございます。69頁、左のほうは、5. というところで、簡単に6行で「必要な措置を講じるものとする。」という書き方だったものが、右のほうでは、「事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示」というのと、「緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示」と記載してございます。「事前配布」のほうについては、「安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対しては、原則として、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会が避難とともに服用の必要性を判断し、県は、市町村と連携し、または、独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示する。」と。「緊急時」のほうは、「緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、規制委員会が服用の必要性を判断し、県は、国の支持または独自の判断により、住民等に対し、医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせるできない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって、配布・服用指示を行うものとする。」と、これが追加で記載されてございます。

72頁のほうに、第6節というのがございます。これは、「飲食物の摂取制限、出荷制限」についての記載ですが、(2)、(3)というのは、今までもございました。(1)というのが追記されております。これは、内容的には今までの計画でも読めるのですが、改めて明記したというものでございます。(1)は、「県は、」というところで、2行目のところで「緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域で、地域生産物の摂取制限と出荷制限を実施」というのを、改めて書かせていただきました。これは、元々は、11頁のほうの表では読み込めていたのですが、11頁に小さい表があり「OILと防護措置」ということで、OILの2というところが、真ん中辺りに、1時間当たり20マイクロシーベルトというところで、右のほうの防護措置の概要のところ見ますと、「1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、一週間程度以内に一時移転を実施する」と。こういった形で記載はあったのですが、これを明らかに特出しして、先程の72頁のほうに明記させていただいたという内容でございます。修正点の変更についての説明については以上になります。

## 議 長

ちょっと膨大な説明になりましたけれども、事務局から説明ありました只今の件につき

まして、御意見、御質問をいただきたいと思います。確認も含めてということで結構ですが、いかがでしょうか。どうぞ。

### 片桐委員

原子力機構の片桐でございます。この御説明いただいた内容は、原子力災害対策の改定等を踏まえて表現されておりますので、特に問題として疑問は無いのですが、説明いただいた中で、警戒事態で指定公共機関に情報を流すと。それは今まで無かったところを追記いただくので我々原子力機構としての役割というふうに思いますので、ありがたい情報なのですが、原子力機構としては、防災業務計画を策定しておりまして、指定公共機関としての役割を果たしていくという責務がございますので、機構の中での情報連絡体制というものは、1つ確立されてございます。そういう意味では、ここ15頁になる訳ですが、「指定公共機関」の原子力機構の後に括弧して青森研究開発センターを追記いただいたんですが、ここの部分は組織によってどこに連絡すべきか、というところを再度確認いただいて、最適なところに情報を流していただくことによって、より実効的な体制が組めるんじゃないかなと思いますので、御検討をいただければと思います。

もう1つ、どちらかと言うと感想的な話になってしまうんですが、緊急時モニタリングという大きな枠組みで、実際に実測データからいろんな判断をしていくということで、すごくこの計画自体は意味が有るものとして整理されてきていると思うんですが、国が一元的に、若しくは国が統括するということが各所表記されてございますけど、国が全てをやってくれるものでは有りませんで、やっぱり国、県、事業者、あと我々のような指定公共機関、その他機関も含めて、連携を取ってやっていくということが、大原則だというふうに思っております。そういう意味では、データの評価についても、国が一元的に評価することになっている訳ですけど、県が深く関わっている環境モニタリングセンター、現地にできる緊急時モニタリングセンターと中央の、具体的には原子力規制委員会の原子力災害対策本部のERC放射線班になるのですが、そことが密に連絡しあって意見をきちんと述べて、それで1つの結果として評価していく、その結果を県民に流していくというのが、実効的な体制だろうというふうに考えます。それは、計画上は細かい点ですので特に修正をいただく必要性はないんですが、これから実効的な体制を組んで訓練をやっていくというような段階になりますので、実際にどうやって行くんだということを検証しあって行くということを、是非忘れないようにしていただければと思います。以上でございます。

### 議長

はい。ありがとうございました。2点いただきましたけれども、事務局何かあれば。

## 事務局

ありがとうございます。15頁の指定公共機関に付きましては、改めてうちのほうで、全部連絡先を確認して、必要があればここを修正するような形で、対応させていただければと思います。

あと、緊急時モニタリングの件については、我々も実際問題としてやるときには、モニタリングの実施計画であれ、評価であれ、国の規制庁に全部丸投げということではなくて、緊急時モニタリングセンターのほうで実際、現場だとかモニタリングが分かっている人が案というかそういったものを作るような形で、そのぐらい係わって密接に連絡とってやらなければいけない状態に、実質的にはそうなるんだろうと我々も考えてございます。ただ、責任を明確にしておくというかですね、そのSPEEDIなんかでも「どっちが公表するんだ？」みたいな事があったかと思うんですが、まとめて公表する責任の所在をしっかりとっておくということもあって、指針に今ある中身の役割分担というか、それをきちっと書いておくのもある意味必要なのかなと思っております。我々も実際、現実的には深く携わって行かなければいけないことなので、片桐委員のおっしゃるとおり、訓練であるとか技術研修だとか、そういったものを継続して、技術力だとかそういったものの維持向上に努めて、しっかり対応できるようにして行きたいと思っております。

## 議長

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、野坂町長どうぞ。

## 野坂委員

横浜町町長 野坂ですけども、資料1の中で、②ですが「PAZ内及びPAZ外」とあって、外というのはどういうふうな捉えかたをしているのか、その1点。それから、資料3の中の69頁。「事前配布された安定ヨウ剤」というのは分かりますけれども、緊急時に配布される安定ヨウ素剤というのは、これは万が一事故が起きたときから配布するのかわるか、そこらを伺いたいなと思って、2点です。

## 議長

2点、事務局お願いします。

## 事務局

緊急時に配布されるヨウ素剤というのは、全面緊急事態に至った時点で、避難や屋内退避と合わせて、安定ヨウ素剤の配布・服用を原子力規制委員会が判断して指示を出すという流れになってます。そういう事でよろしいでしょうか。

#### 野坂委員

じゃ、事前配布じゃなく、緊急時に新たに配布すると。

#### 事務局

そうです。緊急時の時に必要性を判断して。

#### 野坂委員

PAZ外というのは、どういう捉えかたをしているのかなと。

#### 事務局

PAZというのは、原発の施設から5キロ以内なんですけれども、そこについては、もう全面緊急事態に至っている時点で、避難と同時に直ちに服用するという考えに至っているので事前配布をしましょうと。で、それ以外については、例えば、離島というか、そういう準備もできないような場合も有りうるので、そういった所があれば事前配布をするけれども、それ以外については、さっき言ったような、全面緊急事態の際に配布する準備をしておいて、配布をすると。

#### 野坂委員

30キロ内は考えてないということですか。事前配布はないと。

#### 事務局

すいません。資料1の1頁の②の2段落目、「県は市町村と連携し、PAZ内及びPAZ外であって、事前配布が必要と判断される」という、このPAZ外であってというのは、例えば、PAZに繋がっている集落であるとか、そういった単位を考えておりますので、PAZを広げよう、PAZ外を広げようということではないと考えております。

#### 野坂委員

じゃあ、30キロ以内は考えない、5キロ以内ということしか考えてないということですか。

#### 事務局

事前配布については、原則5キロ。PAZ内で一部、例えば同じ集落で5キロ内と5キロ外が繋がっているような集落については、PAZ外でも必要な部分ということで考えて行きたいと思っています。

## 野坂委員

例えば、青森市で安定ヨウ素剤を備蓄というか、そういうような計画が有るみたいですけど、そうなれば、仮に隣接である横浜町で単独で備蓄するっていうことも、そうしなきゃならないのかなっていうことも出てくるんですよね。

## 事務局

すみません、先程申し上げたのは、事前配布というのは、各住民に事前配布ということです。今の御質問、すみません、私、ちょっと勘違いしておりました。事前に備蓄する部分についてはですね、これ対象としては、UPZの人口に対してそれ相応の分を事前に準備するという事で考えておりました、その範囲外の、例えば青森市さんの分については、現在の防災計画では位置付けられておりませんので、この計画外のこととなります。

## 議長

横浜町町長さんよろしいですか。それでは野辺地町長さん。

## 中谷委員

今のことに関連するんですが、UPZの緊急時の配布、普段は我々自治体のほうに備蓄をしていくということで捉えていいんですか。

## 事務局

県のほうで今、関連施設のほうに現在事前備蓄する部分については、もう既に備蓄してあります。ただ、実際これからまた、具体的な避難等の計画ができる段階でですね、より適切な場所に、必ずしもUPZ内とは限らずにですね、適切な場所に事前備蓄できるように、またそこは検討していきたいと思っています。

## 中谷委員

緊急事態となった時には、速やかな対応が必要な訳ですよね。すると、我が野辺地町の場合、私のところから一番近い所の備蓄場所は、どこにありますか。

## 事務局

六ヶ所の原子力センターが一番近いと思っております。

## 中谷委員

あの千歳に在るところですか。

## 事務局

はい、そうです。

## 中谷委員

ああ、そうですか。

## 議長

横浜町町長さん、どうぞ。

## 野坂委員

今回の東日本大震災の場合でも、複合災害な訳でありまして、もし万が一インフラが破壊されれば、六ヶ所のセンターだとか、今、横浜町はむつ市の保健所に保管してるみたいですが、そうなれば緊急時の場合どうなのかなという部分がありますので、自治体保管できるのか、もちろん医療機関の指導を受けながらということになるでしょうけれども、そういうのも必要でないのかなと。万が一、インフラが破壊されて、どうにもならない事象もあり得ますので、その辺はもう30キロ圏内はやっぱり、その自治体に保管するとか、近くに一番管理し易いところに保管して欲しい、備蓄して欲しいというふうな願いを私は思ってますけれども。その辺、検討していただければと。

## 事務局

具体的に避難の経路等を決めていく段階でですね、実際に各市町村さんと、どこが一番配備し易いのかというのは、また改めてお話しさせていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

## 議長

よろしゅうございますか。他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

## 宮木委員

安全基盤機構の宮木でございます。緊急時モニタリング、それから安定ヨウ素剤の配布・服用について、指針の内容が盛り込まれた充実すべき内容だということで、担当者の皆様本当に御苦勞様でございましたということと、それとあと1点。一昨日にですね、規制委員会のほうから緊急時モニタリングの指針の補足、おそらく参考資料というものが公表されている訳ですが、指針の中身を取り込まれたということと、この解釈版に当たる参考資料の中身との整合性というか、その御確認は当然なさってるでしょうか。そういう確認でございます。

## 事務局

一昨日、規制庁のほうで承認されたモニタリングの解説書のことだと思うんですが、今回お示したこの地域防災計画の変更案にはその部分はまだ反映されてございません。今後十分確認して、改定する際に、必要があれば反映させていきたいということで考えてございます。

## 宮木委員

ありがとうございました。

## 議長

他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。

只今、いろいろ御意見等もいただいたところでございますけれども、野辺地の町長さん、それから、横浜の町長さんから御指摘いただいた部分は、これから十分検討されると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様から、いろいろ御意見・御助言いただいたところでございますけれども、この修正案を作成いたしまして、原子力部会として取りまとめたいと考えているところでございます。御確認いただいたと思いますが、この本日御審議いただきました「青森県地域防災計画（原子力編）修正案」につきまして、防災会議に付議することとしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。それでは、そのように防災会議のほうに付議したいと思っております。

それでは、以上、審議ありがとうございました。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。以上、私の役目を終了させていただきます。

## 司会

以上をもちまして、「青森県防災会議原子力部会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。